



# 「本人行方不明」と虚偽会見!

## 元所長逮捕

までの内容説明を受け、本社に出勤。翌二十二日、朝九時から夜八時半まで出勤。午前中の記者会見で「荻野氏失踪中」と発表したのが、荻野氏は本社に出勤していた。記者会見はまさに虚偽の報告発表である。

さらに、六月十日に八木熊、酒井甫常務が荻野氏本さらに、六月十日に八木熊、酒井甫常務が荻野氏本人に渡した三十万円の領収書も確認されている。六月二十八日午後六時過ぎ、荻野氏は八木社長より「大阪府警が告訴を受理した」と携帯電話で知らされ、翌二十九日八木熊に呼び出され、大阪から福井に正午着。

しかし、午前中の記者会見でも再び「荻野氏失踪中」と発表されたが、午後九時まで八木熊におり、翌三十日相手先の島田商会と直接話しをさせている。

昨年十一月、小誌が八木熊本社に記者会見時に荻野

氏は会社にいたのではないかとただすと、取締役本部長酒井甫氏と社長室室長吉川昇氏の両名が「弁護士と警察からそうしなさいと言われたこともあり、本人行方不明という偽りの記者会見となった」と答えた。

弁護士は会社を守るのが仕事だが、警察がそんなことを言うわけがない。まさに、『会社責任回避の体質』。今回の事件は一社員に罪を押し付けるために当初より計画したのでは。

荻野氏は逮捕されるまで八木熊のGPS機能付き、居場所の特定できる専用の電話を持たされ料金は八木

熊の支払いとなっており、荻野氏本人は逃げ隠れすることなく常に連絡可能で、会社からのメールも多数届き返答している。

今回の架空取引事件について八木熊の対応や言い分には、首をかしげたくなる点が多い。複数の商社を巻き込み、巨額の架空取引を繰り返した原因が「一社員の不正」としている。

一社員の不正だけで起こりうるのだろうか。上場企業の八木熊が五年間にもわたり見ぬけなはずがない。そんな管理体制の甘さは許されるものではない。

### 架空取引の全貌を語る!

五月下旬から八月上旬、荻野元大阪営業所長に取材。

—荻野俊之さんですか

「はい。そうです」

—出身地は

「私は、旧清水町清水山出

熊の支払いとなっており、

荻野氏本人は逃げ隠れする

ことなく常に連絡可能で、

会社からのメールも多数届

き返答している。

今回の架空取引事件につ

いて八木熊の対応や言い分

には、首をかしげたくなる

点が多い。複数の商社を巻

き込み、巨額の架空取引を

繰り返した原因が「一社員

の不正」としている。

一社員の不正だけで起こ

りうるのだろうか。上場企

業の八木熊が五年間にもわ

たり見ぬけなはずがない。

そんな管理体制の甘さは許

されるものではない。

身で、現住所は大阪の尼崎

市塚口町。現在、四十五

歳

—卒業後の職歴は

「昭和五十五年、科学技術

高校卒業後、酒井繊維工業

# すべて個人の犯行と厚顔!

# 株主への経営者責任取らず

昭和六十年、フクビプロ  
成型工業に入社。昭和六十  
三年大阪営業所勤務、平成  
三年(株)八木熊がフクビプロ

―成型を吸収合併し、八木  
熊大阪営業所勤務となる。  
係長を経て、課長を四年経  
験し、平成十七年五月営業  
所長に就任。今年四月、懲  
戒解雇となった―

―公金横領額約二億円と聞  
くが、何に使ったのか

―本社役員、上司、さらに  
取引先との接待費。それ以  
外に、借入金を何とかしよ  
うと始めた株の先物取引に  
損害も出た。また、接待費  
捻出のため借りた消費者金  
融への返済と利息支払いの  
繰り返しに約三千万円位―  
―架空売上をしたきっかけ  
は

「平成十四年金型代のクレ

万円の損害金処理のため―

―架空売上の責任は何故あ  
なた一人にあるのか

「八木熊とフクビ化学は、  
私、荻野をトカゲの尻尾切

り同然に、会社の安泰のた  
めに全責任を負わされてい  
る。私も愛社精神で会社の  
ためを思い、させていただけ  
いたつもりである。平成十  
七年五月より大阪営業所長

としての責任は取るが、平  
成十三年より十七年まで所  
長であった八木熊常務であ  
る松島氏の責任が問われな  
いのは納得できない―  
―退職金、失業保険は受給  
したか

「退職金はない。失業保険  
は退職三ヶ月後に届出を受  
理され、十月より受け取り  
ました。また、八木熊荻野  
個人の持株代金、四百二十

給料分、解雇手当一ヶ月分

で約百三十万円、合計五百  
五十万円は強制的に徴収さ  
れた。不正の金額を証明さ

れていない時点で、当然の  
労働に対する給料と個人の  
株式を差し押さえられ、家  
族の生活と生きていくため  
の生活圏を奪われ途方に暮  
れた―

―働いた給料を全額差し引  
き没収できるのか? 八木

熊に対し他に不満はあるか  
「給料の没収は、労働基準  
法に違反するのではない  
か? 上司である松島常務

に何事も報告し、分析につ  
いての指導も受け、接待の  
仕方教わり、手取り三十  
五万の給料では重荷で、借  
金に借金を重ねていること  
も知っていたはず。その時  
は夢中で、今思えば上司の

管理、監督責任を問い、会  
社の会計監査を十分行い、  
社内内部告発の制度が確  
立していれば早期に解決で  
き、現在の状況には至って  
いないだろう。優しさもほ  
しなかった。今では故郷にも  
帰れず、妻と子供、親戚に  
も絶縁され、見捨てられ途  
方に暮れ、何度か死を決意  
したが、このままでは自分  
の弁解はなく、損害金も明  
確になるまで会社と取引先  
の責任追求も惜しまないつ  
もりだ。私の言い分を事実  
の通りすべて資料等を提出  
してお話しする。私の不正  
の責任は深く反省し、罪を  
受ける覚悟はできている。  
愛社精神のもとで、私はド  
ロドロになるまで頑張った  
つもり。八木熊幹部社員と  
取引先企業の責任も追及し  
てくれることを願う、すべ  
て真実のまま、何事にもお  
答える…―

この件に関して、広くご意  
見をお聞かせ下さい。